

飯山市立城北中学校 P T A 細則

第 1 条 この規定は、本会役職員の定数および選出方法を定め、その運営を円滑にすることを目的とする。

第 2 条 本会の役職員の定数およびその選出方法は次のとおりとする。

会 長	1 名	保護者より評議員会において選出する。ただし、会長が評議員から選出されたときは補充を行う。
副会長	3 名	学校長 1 名、各支部より男性副会長 1 名、女性副会長 1 名を選出する。
支部長	4 名	各支部より選出する。
各専門委員長	4 名	各支部より選出する。
学年会長	3 名	各学年より選出する。
監 事	2 名	前年度副会長（保護者）があたる。
幹 事	3 名	教頭、教務主任、事務主任とする。
理 事	2 4 名	会長、副会長、支部長、専門委員長、学年会長、監事、幹事、学校職員（学年主任）があたる。
評議員	若干名	各学級正副会長、各専門委員、学校職員があたる。
書 記	1 名	会長が理事の中より委嘱する。
顧 問	若干名	前 P T A 会長、各区長会長を会長が委嘱する。

第 3 条 役職員は前年度末に選出し、承認を得る。ただし、1 学年は入学時に選出し承認する。

第 4 条 この規定は、評議員会の議決により変更できるものとする。

第 5 条 この規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日より施行し、平成 2 2 年度役職員から適用する。

平成 2 4 年 3 月 2 1 日 一部改正

平成 2 7 年 3 月 2 4 日 一部改正